

# 平成18年度姫路市立高等学校教員異動方針

姫路市教育委員会

## 1 基本方針

姫路市立高等学校の一層の進展を期するため、公正かつ適正な人事を行い清新明朗な気運を醸成し学校運営の充実を図る。

(1) 姫路市立高等学校の新規採用教員は兵庫県公立学校教員採用候補者名簿登載者から採用する。

(2) 姫路市立高等学校在職中に原則として3校すべてを経験することとし、異動希望者及び異動対象者を中心に毎年計画的に人事交流を実施する。

ただし、新規採用教員は原則として在職中に4校以上は経験することとする。

(3) 県市交流を積極的に行う。

## 2 異動実施要領

### (1) 異動対象者

ア 同一校9年以上在職者

イ 新規採用教員の場合、6年以上の在職者で異動希望者

## 3 実施に当たっての留意事項

(1) 異動に当たっては、学校の職員構成、本人の希望、その他の事情について校長の意見を参考にするものとする。

(2) 休職中の者、長期特別休暇中（療養）の者、長期派遣中の者、産休中の者、育児休業中の者は異動を行わない。

(3) 平成18年4月1日現在、56歳以上の教員は原則として異動の対象としない。

(4) 平成18年4月1日現在、47歳以上の教員は原則として、在職中に2校とする。

これが正しい

(5) 臨時的任用の期間は経験年数に入れない。